

岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会規約

〔目的〕

第1条 岩見沢市が発行する岩見沢プレミアム商品券の販売、換金等を実施することで、長引く物価高騰の影響を受けている市民の生活支援と市内経済の活性化を目的とする。

〔名称〕

第2条 岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会（以下、「実行委員会」という）とする。

〔事務局の所在〕

第3条 実行委員会の事務局を岩見沢商工会議所内に置くものとする。

〔構成〕

第4条 実行委員会は、次の団体で構成する。

- ① 岩見沢商工会議所 岩見沢市1条西1丁目16
- ② いわみざわ商工会 岩見沢市栗沢町本町11

〔会長〕

第5条 本委員会に委員長1名を置く。

〔事業〕

第6条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- ① プレミアム率：20%
- ② 発行総額：1,200,000,000円（内200,000,000円プレミアム額）
- ③ 販売内容：1冊12枚綴り100,000セット販売
- ④ 購入限度額：1人5セット
- ⑤ 販売期間：令和8年7月13日（月）～7月19日（日）
- ⑥ 使用期間：令和8年7月20日（月）～令和9年1月19日（火）
- ⑦ その他：岩見沢プレミアム商品券事業要項による。

〔その他〕

第7条 この規約に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は実行委員会が別に定める。

附則

1. この規約は令和8年4月1日より施行する。
2. 本事業の終了をもって委員会を解散する。